

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 9 月 3 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 4 号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成 2 4 年大田市規則第 2 7
号）の一部を次のように改正する。

別表保険外併用療養費の項中「

	厚生労働大臣が定める診療報酬の算定制限 回数を超える医療行為の額
--	-------------------------------------

」を「

	厚生労働大臣が定める診療報酬の算定制限 回数を超える医療行為の額 間歇スキャン式持続血糖測定器（測定器） 1 台につき 8, 0 3 0 円 間歇スキャン式持続血糖測定器（センサー） 1 個につき 6, 4 9 0 円
--	--

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。